

令和 6 年

定期監査の結果に関する報告

愛知県監査委員

目 次

第1	監査の実施.....	1
1	準拠した基準.....	1
2	監査の種類.....	1
(1)	財務監査.....	1
(2)	行政監査.....	1
(3)	「試験研究機関の研究の実施及びその成果の活用について」に関する行政監査.....	1
第2	監査の結果.....	2
1	概要.....	2
(1)	監査の対象.....	2
(2)	監査の着眼点.....	3
(3)	監査の実施内容.....	4
ア	事務局監査.....	4
イ	委員監査.....	4
2	監査結果.....	4
(1)	概況.....	4
ア	分野別.....	5
イ	局等別.....	5

(2) 監査結果.....	6
ア 収入.....	7
【指摘事項】 自動販売機の設置に当たり、契約金額を誤っていたもの (合規性).....	7
イ 支出.....	8
【指摘事項】 医療的ケア児等アドバイザー事業始め4事業の業務委託に において、消費税額を計上せず契約を締結していたもの (合規性)	8
〈監査意見〉 契約手続について、適正な事務処理を求めるもの.....	10
【指摘事項】 随意契約できない契約について、随意契約により締結して いたもの (合規性)	11
〈監査意見〉 会計手続について、適正な事務処理を求めるもの.....	12
ウ 人件費・旅費.....	13
【指摘事項】 通勤手当が過支給となっていたもの (合規性)	13
エ 財産・物品.....	14
【指摘事項】 行政財産の特別使用許可の手続が適正になされていなかったもの (合規性)	14
〈監査意見〉 行政財産の特別使用許可について、適正な事務処理を求め るもの.....	18
【指摘事項】 行政財産の特別使用に係る使用料を誤って徴収していたもの (合規性)	18
【指摘事項】 不用品の売却に当たり、必要な手続を行っていなかったもの (合規性)	19
【指摘事項】 物品 (パーソナルコンピューター等) の所在が不明となったもの (合規性)	20
オ 委託.....	21
【指摘事項】 プロポーザル方式の随意契約において、本来選定すべき事業 者とは別の事業者を誤って選定し、契約を締結したもの (合規性)	21
〈監査意見〉 プロポーザル方式の随意契約において、適正な事務処理を 求めるもの.....	22
カ 工事.....	23

【指摘事項】 農地環境整備事業において、設計金額に誤りがあったもの (合規性)	23
キ 補助金.....	25
【指摘事項】 市町村土木事業費補助金において、補助事業の変更に係る 手続が行われていなかったもの (合規性)	25
第3 テーマを設定した行政監査.....	27
1 概要.....	27
(1) 監査のテーマ.....	27
(2) 監査の目的.....	27
(3) 監査の対象.....	27
(4) 監査の着眼点.....	28
(5) 監査におけるリスクの設定.....	28
(6) 監査の実施内容.....	29
2 各試験研究機関及びその研究実施の概要.....	29
(1) あいち産業科学技術総合センター.....	29
(2) 農業総合試験場、水産試験場、森林・林業技術センター.....	29
ア 農業総合試験場.....	30
イ 水産試験場.....	30
ウ 森林・林業技術センター.....	30
3 監査結果.....	30
(1) 研究テーマの選定について.....	30

ア	研究テーマの選定に係る手続及び組織体制の整備について.....	30
イ	研究テーマの選定に係るニーズの収集について.....	31
ウ	収集されたニーズの研究テーマへの反映について.....	32
(2)	研究計画の策定及びその進捗管理について.....	33
ア	研究計画の策定について.....	33
イ	研究に必要な人材、資金、設備の見込みについて.....	33
ウ	研究の進捗管理について.....	33
エ	研究計画の見直しや中止について.....	34
(3)	研究成果の活用について.....	35
ア	研究成果の検証について.....	35
イ	研究成果の移転、提供、知的財産権の取得について.....	37
ウ	知的財産の保護・活用等について.....	38
エ	研究成果の公表について.....	39
4	監査意見.....	40
	〈監査意見〉 研究成果の評価に外部専門家を積極的に活用することを求めるもの.....	40
	〈監査意見〉 研究に対する評価結果の公開の充実を求めるもの.....	40
	是正又は改善を必要とする事項集計表.....	43
1	分野別.....	43
2	局等別.....	44

定期監査の結果に関する報告

第 1 監査の実施

1 準拠した基準

愛知県監査委員監査基準（令和 2 年監査公表第 6 号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

(1) 財務監査

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項の規定による監査のうち、同条第 4 項の定期監査

(2) 行政監査

地方自治法第 199 条第 2 項の規定による監査（(3) を除く。）

(3) 「試験研究機関の研究の実施及びその成果の活用について」に関する行政監査

令和 6 年定期監査等実施計画において、試験研究機関の研究の実施及びその成果の活用をテーマとして設定したもの

※ この報告においては、(1) 及び(2)を「第 2 監査の結果」に、(3)を「第 3 テーマを設定した行政監査」に記載した。

第2 監査の結果

1 概要

(1) 監査の対象

主として、令和5年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行（以下「事務事業の執行等」という。）を対象に監査を実施した。

令和6年定期監査の監査対象機関は、次のとおりである。なお、地方機関の出張所等については、その属する地方機関に含めて監査を実施した。

区分	機関数	監査対象機関
本庁	182	<ul style="list-style-type: none"> 愛知県財務規則第2条第2号に定める本庁各課 愛知県財務規則第4条第6項に定める知事が指定する職を置く課（警察本部の課） 愛知県企業庁組織規程第4条に定める課 愛知県病院事業庁組織規程第4条第1項に定める課
地方機関	332	<ul style="list-style-type: none"> 愛知県財務規則第2条第4号に定める「かい」 愛知県企業庁組織規程第2条に定める出先機関 愛知県病院事業庁組織規程第2条に定める県立病院
計	514	

局 等	対 象 機 関 数			委員監査実施機関数			事務局監査実施機関数		
	本庁	地方機関	計	本庁	地方機関	計	本庁	地方機関	計
政策企画局	7	1	8	7	1	8	7	1	8
総務局	8	16	24	8	4	12	8	16	24
人事局	3	1	4	3	0	3	3	1	4
防災安全局	4	1	5	4	0	4	4	1	5
県民文化局	8	4	12	8	2	10	8	4	12
環境局	6	1	7	6	0	6	6	1	7
福祉局	6	13	19	6	5	11	6	13	19
保健医療局	7	17	24	7	4	11	7	17	24
経済産業局	9	5	14	9	2	11	9	5	14

局 等	対 象 機 関 数			委員監査実施機関数			事務局監査実施機関数		
	本庁	地方 機関	計	本庁	地方 機関	計	本庁	地方 機関	計
労 働 局	3	4	7	3	1	4	3	4	7
観光コンベンション局	2	-	2	2	-	2	2	-	2
農 業 水 産 局	7	15	22	7	4	11	7	15	22
農 林 基 盤 局	5	3	8	5	2	7	5	3	8
建 設 局	9	9	18	9	2	11	9	9	18
都 市 ・ 交 通 局	7	2	9	7	1	8	7	2	9
建 築 局	4	-	4	4	-	4	4	-	4
ス ポ ー ツ 局	5	-	5	5	-	5	5	-	5
会 計 局	3	-	3	3	-	3	3	-	3
議 会 事 務 局	1	-	1	1	-	1	1	-	1
選挙管理委員会事務局	1	-	1	1	-	1	1	-	1
監査委員事務局	1	-	1	1	-	1	1	-	1
人事委員会事務局	1	-	1	1	-	1	1	-	1
労働委員会事務局	1	-	1	1	-	1	1	-	1
教 育 委 員 会	10	184	194	10	23	33	10	184	194
警 察 本 部	56	47	103	56	15	71	56	47	103
企 業 庁	6	6	12	6	2	8	6	6	12
病 院 事 業 庁	2	3	5	2	1	3	2	3	5
計	182	332	514	182	69	251	182	332	514

(2) 監査の着眼点

監査の実施に当たっては、合规性はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点も含めて監査を実施した。

○ 合规性……ルールを守っているか

事務事業の執行等及び予算の執行が、予算や法律、条例、規則等に従って適正に処理されているかという観点

○ 経済性……ムダな経費をかけていないか

事務事業の執行等及び予算の執行が、より少ない費用で実施できないかという観点

○ 効率性……より成果のあがる方法はないか

同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは、費用との対比で最大限の成果を得ているかという観点

- 有効性……目的にかなっているか

事務事業の執行等及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果をあげているかという観点

(3) 監査の実施内容

ア 事務局監査

令和5年11月1日から令和6年6月28日までの間、監査対象機関に出向き、関係書類や事務事業の実態を調査し、併せて当該機関の職員から説明を聴取するなどの方法により、事務局職員による監査（事務局監査）を実施した。ただし、地方機関の一部にあつては、県の庁舎に設けた監査会場に対象機関を集合させて質問等を行う集合監査を実施した。

イ 委員監査

令和5年12月11日から令和6年7月31日までの間、関係書類や事務事業の実態を調査し、併せて対面により当該機関の職員から説明を聴取するなどの方法により、監査委員による監査（委員監査）を実施した。

ただし、本庁及び地方機関の一部にあつては、インターネットその他の通信回線等を利用したオンライン監査又は書面により質問への回答を求める書面監査により実施した。

なお、議会事務局に係る監査については、いなもと和仁監査委員及び島倉誠監査委員を、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

2 監査結果

(1) 概況

監査の結果、31件の是正又は改善を必要とする事項があった。

なお、是正又は改善を必要とする事項の区分は、次のとおりである。

○ 指摘事項

- ① 法律、政令、省令、条例、規則、規程、要領等又はこれらの運用解釈に違反するもののうち是正又は改善を要すると認められるもの
- ② 県に損害又は損害賠償責任が生じている事故等のうち是正又は改善を要すると認められるもの
- ③ 経済性、効率性又は有効性の観点からは是正又は改善を要すると認められるもの

- ④ その他是正又は改善を要すると認められるもの
- 検討事項
- ① 問題点又は疑問点がある場合で、是正又は改善に向けた検討を要すると認められるもの
- ② 指摘事項を踏まえ、制度の在り方、運用等については是正又は改善に向けた検討を要すると認められるもの

ア 分野別

(単位：件)

区 分	指摘事項	検討事項	計
収 入	1	0	1
支 出	4	0	4
人件費・旅費	1	0	1
財産・物品	22	0	22
委 託	1	0	1
工 事	1	0	1
補 助 金	1	0	1
事 故	0	0	0
事務事業	0	0	0
そ の 他	0	0	0
計	31	0	31

イ 局等別

(単位：件)

区 分	指摘事項	検討事項	計
政策企画局	0	0	0
総 務 局	0	0	0
人 事 局	1	0	1
防災安全局	0	0	0
県民文化局	0	0	0
環 境 局	0	0	0
福 祉 局	2	0	2
保健医療局	1	0	1
経済産業局	1	0	1
労 働 局	0	0	0

区 分	指摘事項	検討事項	計
観光コンベンション局	0	0	0
農 業 水 産 局	2	0	2
農 林 基 盤 局	0	0	0
建 設 局	2	0	2
都 市 ・ 交 通 局	1	0	1
建 築 局	0	0	0
ス ポ ー ツ 局	0	0	0
会 計 局	0	0	0
議 会 事 務 局	0	0	0
選挙管理委員会事務局	0	0	0
監 査 委 員 事 務 局	0	0	0
人事委員会事務局	0	0	0
労働委員会事務局	0	0	0
教 育 委 員 会	15	0	15
警 察 本 部	3	0	3
企 業 庁	0	0	0
病 院 事 業 庁	3	0	3
計	31	0	31

また、地方自治法第199条第10項の規定に基づき、4件の監査意見を付した。

(2) 監査結果

是正又は改善を必要とする事項の内容及び監査意見は、次のとおりである。

なお、是正又は改善を必要とする事項については、主にどのような観点（合規性、経済性、効率性、有効性）から、是正又は改善を必要とするかを括弧書きで付記した。

ア 収 入

【指摘事項】自動販売機の設置に当たり、契約金額を誤っていたもの(合规性)

該当機関 時習館高等学校

時習館高等学校では、自動販売機設置に係る県有財産（建物）の貸付について一般競争入札により契約を締結している。本件入札においては、入札公告及び入札説明書により、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額を落札価格とし、入札書には、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載することとされている。

しかしながら、当校では、最高の価格で入札書を提出した落札者との契約に当たり、本来であれば入札金額に当該金額の100分の10を加算した金額で契約すべきところ、加算をせずに契約していた。

これは、担当者が入札書に記載された入札金額を契約希望金額と誤認して加算を失念したことはもとより、決裁過程でのチェックが有効に機能していなかったことによるものである。

○ 本件入札に係る契約金額等の状況

	誤	正	差引
入札金額	4,018,000円	4,018,000円	—
契約金額	4,018,000円	4,419,800円	△401,800円
うち消費税額	365,272円	401,800円	—

<参考>

<p>○ 消費税及び地方消費税の税率の改正等に伴う契約事務の取扱いについて（平成31年1月11付け会計局長通知）（抜粋） 別紙1 1 略 2 収入関係 (1) 税込み処理 原則として、競争入札及び随意契約ともに消費税及び地方消費税の額を含めた額で契約する。 (2) 入札公告、指名通知及び見積書の徴取 競争入札の場合は、入札公告又は指名通知において「入札書には、契約希望金額に110分の100に相当する金額を記載する。」ことを付するものとする。 (後略) (3) 予定価格 予定価格は、法令上、総額で定めることとなっているので、消費税及び地方消費税を含んだものとなるが、入札の場合は、入札書に記載された金額と比較する価格が必要となるため、「入札書比較価格（予定価格の110分の100の価格）」を、又、随意契約の場合には、見積書に記載された金額と比較す</p>

る価格が必要となるため、「見積書比較価格（予定価格の 110 分の 100 の価格）」を予定価格に併記する。

(4) 契約の相手方の決定

契約の相手方は、「入札書比較価格」又は「見積書比較価格」の範囲内で最高の価格で申込みをした者とする。

(5) 契約

契約金額は、入札書又は見積書に記載された金額に 10 パーセントを加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする（注：課税事業者も免税事業者も同様である。）。（後略）

(6) 以下 略

3 略

イ 支 出

【指摘事項】 医療的ケア児等アドバイザー事業始め 4 事業の業務委託において、消費税額を計上せずに契約を締結していたもの（合规性）

該当機関 福祉局障害福祉課

消費税法によれば、社会福祉法第 2 条に規定する社会福祉事業（以下「非課税事業」という。）には消費税を課さないとされている。福祉局障害福祉課では、医療的ケア児等アドバイザー事業、相談支援体制整備事業（地域アドバイザー事業）、障害者社会参加促進事業及び障害児等療育支援事業について、非課税事業であると判断し、当該事業の実施を委託するに当たり、消費税額を計上せずに契約を締結していた。

しかしながら、令和 5 年 10 月 4 日付けこども家庭庁及び厚生労働省事務連絡を受け点検したところ、当該事業が非課税事業に該当せず、課税対象であることが判明した。その結果、平成 30 年度から令和 4 年度までの間に当該事業の実施の委託契約を締結した事業者が、修正申告により納付した消費税及び延滞税相当額を、県が損害賠償金として支払うこととなった。

なお、令和 6 年 6 月末時点で確定した賠償額は、10 の事業者に対して総額 9,938,508 円である。

これは、非課税事業には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する一般相談支援事業及び身体障害者福祉法に規定する身体障害者生活訓練等事業があり、今回誤りが発覚した医療的ケア児等アドバイザー事業始め 4 事業は、その事業内容が両事業と類似していたことから、非課税事業に該当すると誤認したことによるものである。

<参考>

○ 消費税法
(非課税)

第6条 国内において行われる資産の譲渡等のうち、別表第2に掲げるものには、消費税を課さない。

2 略

別表第2(第6条、第12条の2、第12条の3、第30条、第35条の2関係)

一～六 略

七 次に掲げる資産の譲渡等(前号の規定に該当するものを除く。)

イ 略

ロ 社会福祉法第2条(定義)に規定する社会福祉事業(後略)

ハ 略

八以下 略

○ 社会福祉法
(定義)

第2条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

2 略

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

一～四 略

四の二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業

五 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業

六以下 略

4 略

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
(定義)

第5条

1～17 略

18 この法律において「相談支援」とは、基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援をいい、「地域相談支援」とは、地域移行支援及び地域定着支援をいい、「計画相談支援」とは、サービス利用支援及び継続サービス利用支援をいい、「一般相談支援事業」とは、基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業をいい、「特定相談支援事業」とは、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業をいう。

19 この法律において「基本相談支援」とは、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整(サービス利用支援及び継続サービス利用支援に関するものを除く。)その他の主務省令で定める便宜を総合的に供与することをいう。

20 この法律において「地域移行支援」とは、障害者支援施設、のぞみの園若しくは第1項若しくは第6項の主務省令で定める施設に入所している障害者又は精神科病院(精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。第89条第7項において同じ。)に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であって主務省令で定めるものにつき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

21 この法律において「地域定着支援」とは、居宅において単身その他の主務省令で定める状況において生活する障害者につき、当該障害者との常時の連絡体

制を確保し、当該障害者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の主務省令で定める場合に相談その他の便宜を供与することをいう。
22以下 略

○ 身体障害者福祉法
(事業)

第4条の2 この法律において、「身体障害者生活訓練等事業」とは、身体障害者に対する点字又は手話の訓練その他の身体障害者が日常生活又は社会生活を営むために必要な厚生労働省令で定める訓練その他の援助を提供する事業をいう。

2以下 略

○ 身体障害者福祉法施行規則

(法第4条の2第1項に規定する厚生労働省令で定める訓練)

第1条 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「法」という。)第4条の2第1項に規定する厚生労働省令で定める訓練は、点字、手話、歩行及び発声の訓練、残存視力を活用する訓練、人工肛門又は人工膀胱を使用している者に対する社会適応訓練、家事の訓練並びに福祉用具及び情報機器を使用する訓練等とする。

〈監査意見〉 契約手続について、適正な事務処理を求めるもの

該当機関 全庁

福祉局障害福祉課において、消費税の課税事業である医療的ケア児等アドバイザー事業始め4事業を事業者へ委託する際、非課税事業であると誤認して契約手続を行っていた。そのため、過去の契約分について、事業者が修正申告により消費税及び延滞税額を納付することとなり、県が事業者に対し、納付した消費税及び延滞税相当額を損害賠償金として支払うこととなった。これは、医療的ケア児等アドバイザー事業始め4事業の事業内容が非課税事業に類似していることから、同課が非課税事業であると誤認してしまったことに原因がある。

事案発生後の定期監査において、非課税事業と判断している事業について総点検がされ、非課税事業としている根拠が不明確な事業については、関係機関に問い合わせるなど、再発防止策が講じられていることが確認されたため、同課においては、同様の誤りが生じるリスクは低いと考えられる。しかしながら、県の誤認により、事業者に対して、損害賠償金を支払う結果になったことは県民の信頼を大きく揺るがすものであり、今後、他の所属において、このような事案の発生はあってはならないものである。

そのため、各所属においては、契約手続に当たり非課税事業であると判断する際は、根拠法令等に照らして確認を行い、根拠が明確でないものについては、関係機関に問い合わせるなど、同様の誤りが生じないよう徹底されたい。

【指摘事項】 随意契約できない契約について、随意契約により締結していたもの（合規性）

該当機関 瀬戸工科高等学校、半田農業高等学校、一宮東特別支援学校

愛知県財務規則では、財産の買入に係る契約は、予定価格（単価契約の場合は予定価格とする単価に発注予定数量を乗じた執行予定額をいう。以下同じ。）が 160 万円、役務の提供に係る契約は、予定価格が 100 万円を超えないものについて、随意契約によることができるものとされている。

しかしながら、瀬戸工科高等学校ではLPガスの納入契約において、半田農業高等学校ではA重油の納入契約において、両校とも当該単価契約の執行伺における執行予定額が 160 万円を超えているにもかかわらず、随意契約により契約を締結していた。また、一宮東特別支援学校では可燃ごみの搬出契約において、当該単価契約の執行伺における執行予定額が 100 万円を超えているにもかかわらず、随意契約により契約を締結していた。

これらは、当該契約は毎年度随意契約により締結していたことから、担当者が財務規則等を確認することなく前年度と同様の事務処理ができると思い込んでいたことに加えて、決裁過程でのチェックが有効に機能していなかったことによるものである。

○ LPガス納入等の執行予定額

該当機関	品目	予定価格（税込）	発注予定数量	執行予定額 （円未満切捨て）
瀬戸工科 高等学校	LPガス	382.8 円/m ³	4,300 m ³	382.8 円×4,300 m ³ =1,646,040 円
半田農業 高等学校	A重油	125 円/ℓ	15,000ℓ	125 円×15,000ℓ =1,875,000 円
一宮東特別 支援学校	可燃ごみ 搬出	4,950 円/回	218 回	4,950 円×218 回 =1,079,100 円

<参考>

○ 地方自治法 （契約の締結） 第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。 2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。 3 以下 略
○ 地方自治法施行令 （随意契約）

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

二以下 略

2以下 略

○ 愛知県財務規則

（随意契約のできる予定価格の額）

第164条 政令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める予定価格の額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

一 工事又は製造の請負 250万円

二 財産の買入れ 160万円

三 物件の借入れ 80万円

四 財産の売払い 50万円

五 物件の貸付け 30万円

六 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円

〈監査意見〉会計手続について、適正な事務処理を求めるもの

該当機関 教育委員会

複数の県立学校において、LPガス納入等に係る単価契約の手続の際、執行予定額が、財務規則で定められた額を超えることから随意契約ができないにもかかわらず、随意契約により締結していた誤りが見受けられ、また、別の県立学校では、自動販売機の設置に当たり、入札金額を契約金額と誤認し、当該金額の100分の10を加算せずに契約を締結する誤りが見受けられた。

とりわけ、契約の適正な事務処理については、これまでも繰り返し是正又は改善を必要とする事項として取り上げ、昨年の定期監査においては、決裁過程におけるダブルチェック等のチェック体制の強化、地方機関に対する本庁による指導・確認の充実など、内部統制を徹底するよう、教育委員会に対して監査意見を付したところである。

しかしながら、本年の定期監査においても、複数の所属で誤りが見受けられたことは、決裁過程におけるチェックが有効に機能していなかったためであり、県立学校及びそれを統括する本庁において、監査意見の意図が全く伝わっていない結果であると言わざるを得ない。

については、教育委員会は、これまで実施してきた取組をそのまま継続するのではなく、会計事務の適正な手続の実施やチェック体制の強化に係る啓発の内容が、効果的に県立学校に伝わる方法及び時期について、検討した上で、今後の再発防止策を講じられたい。

ウ 人件費・旅費

【指摘事項】通勤手当が過支給となっていたもの（合规性）

該当機関 人事局総務事務管理課

通勤手当は、これを受けている職員にその額を減額すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の1日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定することとされている。

しかしながら、令和5年4月1日付けで異動した職員について、令和5年4月分から通勤手当の額を減額すべき事実が生じていたにもかかわらず、実際には令和5年11月分から額が減額されており、令和5年4月分から10月分までは従前の額で通勤手当が支給された結果、18,137円が過支給となっていた。

これは、当該職員から異動に伴う通勤届が提出されていないことが所属による点検作業の中で確認され、事実発生日である令和5年4月1日から半年以上経過した令和5年10月26日に当該届が提出されたことも一因ではあるものの、当該届が提出された際、総務事務管理課は、事実が生じた日を令和5年4月1日として令和5年4月分から額を減額すべきであったところ、当該職員の給与明細等から通勤手当の支給の有無を確認することなく、届出を受理した日の属する月の翌月である令和5年11月分から通勤手当を支給する処理を行ったことによるものである。

○ 過支給額 18,137円（42,497円－24,360円（令和5年4月～10月））

区分	通勤手当の額	内訳
正	24,360円	週4回勤務（平均1か月あたりの通勤回数：17回勤務） 自動車等の使用者 片道5km以上10km未満 月額：4,300円－（4,300円×（21－17）/21）＝3,480円 4月～10月支給額：3,480円×7か月＝24,360円
誤	42,497円	週4回勤務（平均1か月あたりの通勤回数：17回勤務） 自動車等の使用者 片道10km以上15km未満 月額：7,500円－（7,500円×（21－17）/21）＝6,071円 4月～10月支給額：6,071円×7か月＝42,497円

<参考>

○ 通勤手当に関する規則
(支給の始期及び終期)

第17条 通勤手当の支給は、職員に新たに条例第11条第1項の職員としての要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の1日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合にはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員としての要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の1日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第3条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、人事委員会が別に定める場合を除き、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の1日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の1日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

エ 財産・物品

【指摘事項】 行政財産の特別使用許可の手続が適正になされていなかったもの (合規性)

該当機関 医療療育総合センター、動物愛護センター、経済産業局商業流通課、海部農林水産事務所、衣浦港務所、昭和高等学校、碧南工科高等学校、豊田工科高等学校、安城農林高等学校、犬山総合高等学校、知立高等学校、瀬戸警察署、設楽警察署、がんセンター、精神医療センター、あいち小児保健医療総合センター

「公有財産事務に関する質疑応答（令和3年1月8日改正）」において、土地の使用許可を受けて県有地に設置されている支線に、別の支線を地上2メートル以下で接続する場合は、それぞれ1本分の支線として使用料を徴収するとされている。

また、「共架電柱の取扱いについて（令和4年3月22日改正）」によれば、1次使用者又は県（以下「1次使用者等」という。）が設置した電柱、支線又は支柱（以下「電柱等」という。）に電線等を設置する者（以下「2次使用者等」という。）からも土地使用料を徴収するとされている。

さらに、「行政財産の特別使用に係る使用料条例」によれば、当該行政財産の特別使用が行政財産の設置に寄与すると認められる場合には、使用料の全部又は一部を免除することができるとされ、「共架電柱の取扱いについて

(令和4年3月22日改正)」によれば、共架電柱に係る使用料の減免ができるのは、設置される電線等が県施設専用のものである場合に限るものとされている。

これらの取扱いについて確認したところ、土地の使用許可を受けて設置された電柱を支える支線2本の分岐点が2メートル以下であるにもかかわらず、まとめて1本分の支線として許可し、1本分の使用料しか徴収していなかった事例や、1次使用者等が設置した電柱等に電線等を設置する2次使用者等から、1次使用者等が設置した電柱等に係る土地使用料を徴収していなかった事例、使用許可を受けて設置された電柱及び支線のうち、県施設専用のものではないにもかかわらず、県施設専用のもとの誤認して使用料を減免していた事例といった行政財産の特別使用許可に係る誤りが多数の所属で見受けられた。

これらは、各所属が公有財産に係る通知等の内容を十分に確認しなかったことによるものである。

○ 行政財産使用許可の処理が行われていなかった事例

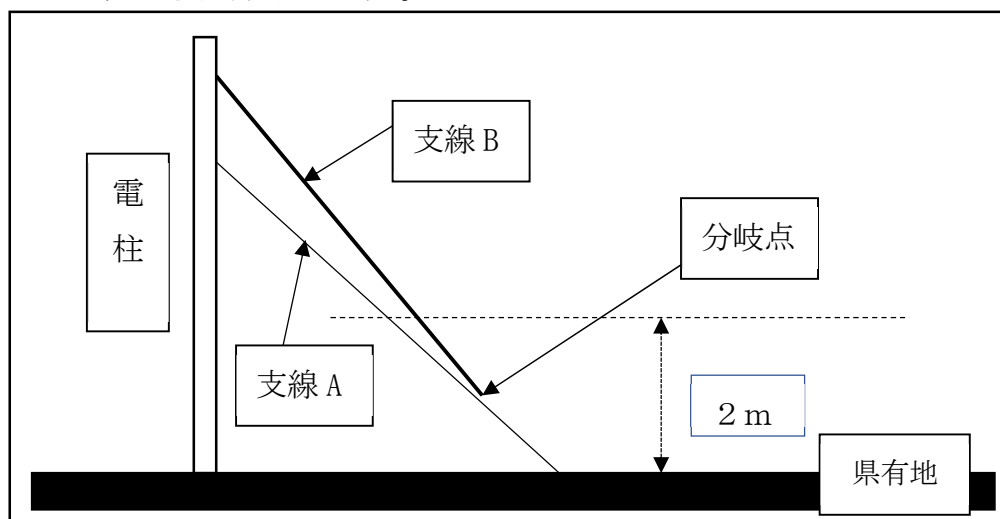
該当機関	内容
医療療育総合センター 動物愛護センター 商業流通課 海部農林水産事務所 衣浦港務所 昭和高等学校 碧南工科高等学校 豊田工科高等学校 犬山総合高等学校 知立高等学校 がんセンター 精神医療センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1次使用者等が設置した電柱等に電線等を設置する2次使用者等から1次使用者等が設置した電柱等に係る土地使用料を徴収していなかった。
安城農林高等学校 設楽警察署 あいち小児保健医療総合センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の使用許可を受けて設置された電柱を支える支線2本の分岐点が2m以下であるにもかかわらず、まとめて1本分の支線として許可し、1本分の使用料しか徴収していなかった。 ・ 1次使用者等が設置した電柱等に電線等を設置する2次使用者等から1次使用者等が設置した電柱等に係る土地使用料を徴収していなかった。
瀬戸警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1次使用者等が設置した電柱等に電線等を設置する2次使用者等から1次使用者等が設置した電柱等に係る土地使用料を徴収していなかった。

・使用許可を受けて設置された電柱及び支線のうち、
県施設専用ではないものの使用料を減免していた。

<参考>

○ 公有財産事務に関する質疑応答（令和3年1月8日改正：財産管理課作成）
電柱支線の取扱い

問 33 下図のとおり、土地の使用許可を受けて県有地に設置されている支線Aに、新たに別の者が地上2メートル以下で支線Bを接続しようとする場合（2本の支線の分岐点が地上2メートル以下の場合）、支線Bを設置する者に対して使用許可が必要か。



答 支線Bを設置する者に対して使用許可が必要である。

地上2メートル以下の場合、当該県有地の使用が制限されることから、地上2メートル以下で分岐している支線については、土地に刺さっているか否かに関わらず、それぞれ支線1本分として使用料を徴収する。

また、同じ者が設置する場合も同様に許可が必要であり、2本の許可とする。

○ 行政財産の特別使用に係る使用料条例
(使用料の減免等)

第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用者の申請により使用料の全部又は一部を免除し、又はその徴収を延期することができる。

- 一 略
- 二 当該行政財産の特別使用が行政財産の設置目的の達成に寄与すると認められるとき。
- 三 略

○ 「共架電柱の取扱いについて（通知）」（令和4年3月22日改正）（抜粋）

1 略

2 使用料等の減免

使用料（貸付料）の減免ができるのは、設置される電線等が県施設専用のものである場合に限るものとする。

(別紙)

1 用語の意義

共架電柱……県から土地の使用許可（又は貸付け）を受けて電柱を設置している者以外の者により電線等（PHS無線基地局を含む。）が設置されている電柱

1次使用者…県から土地の使用許可（又は貸付け）を受けて電柱を設置している者

2次使用者…1次使用者が設置した電柱に電線等（PHS無線基地局を含む。）を設置する者（同じ電柱に架線する事業者のうち、1次使用者以外の全ての事業者を指す。）

なお、電柱本体は県有地外に設置されているが、支線又は支柱が県有地内に設置されている場合においても、当該電柱の設置者を1次使用者、当該電柱に電線等（PHS無線基地局を含む。）を設置する1次使用者以外の者を2次使用者とする。

2 共架電柱の取扱い

(1) 使用許可（又は貸付け）の相手方

1次使用者及び2次使用者の両者に対し個別に使用許可（又は貸付け）を行うものとする。

(2) 略

(3) 土地使用料（又は土地貸付料）の徴収

1次使用者及び2次使用者の両者から、個別に土地使用料（又は土地貸付料）を徴収する。

(4) 土地使用料（又は土地貸付料）徴収の対象物 {使用許可（又は貸付け）の対象物}

ア 1次使用者から徴収する土地使用料（又は土地貸付料）の対象物

(ア) 1次使用者自らが県有地内に設置した電柱

(イ) 1次使用者自らが県有地内に設置した支線又は支柱

イ 2次使用者から徴収する土地使用料（又は土地貸付料）の対象物

(ア) 1次使用者が県有地内に設置した電柱

(イ) 1次使用者が県有地内に設置した支線又は支柱

(ウ) 2次使用者自らが県有地内に設置する支線又は支柱

(5)以下 略

3 県有の工作物たる電柱に電線等を設置する場合の取扱い

(1) 使用許可（又は貸付け）の相手方

電線等を設置する者に使用許可（又は貸付け）を行うものとする。

(2) 略

(3) 土地使用料（又は土地貸付料）徴収の対象物 {使用許可（又は貸付け）の対象物}

ア 県が設置した電柱及び県が設置した支線又は支柱

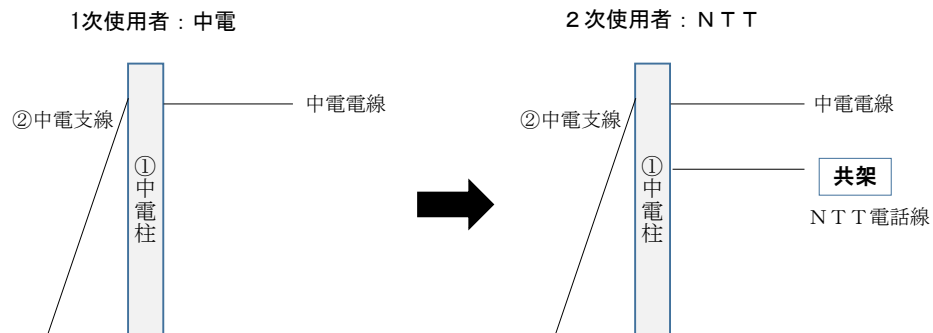
イ 電線等の設置者自らが県有地内に設置する支線又は支柱

(4)以下 略

4 参考

* 使用許可中電柱（中電支線1本有り）にNTTが共架<下記図1> ……両者から年額3,000円ずつ

図1



1次使用者（中電）及び2次使用者（NTT）の両者から、①中電柱及び②中電支線に対する土地使用料として年額3,000円ずつを徴収する。

〈監査意見〉 行政財産の特別使用許可について、適正な事務処理を求めるもの

該当機関 総務局、行政財産使用許可により電柱等の設置を許可している所属

行政財産については、愛知県公有財産規則等の定めるところにより適正に管理を行う必要があるが、これまでも、定期監査において、行政財産の特別使用許可についての手続漏れや手続誤りについては、再三再四にわたり是正又は改善を求めてきたが、今回の定期監査においても、多数の所属で引き続き見受けられた。

このため、制度所管課においては、昨年の監査意見を踏まえ、全地方機関の現況確認を徹底の上、1次使用者からの使用許可等の申請書類に共架等の状況を記した様式を追加するとともに、使用許可の条件に、「共架等の状況に変更がある場合には県に申し出る」旨を記載する取組を行うことにより、再発防止策を図る制度見直しを行うこととしている。

今後とも、制度所管課においては、上記再発防止策を確実に実施するとともに、当該所属に対して、周知徹底を図られたい。なお、再発防止策を図る制度見直しを行うに際し、2次使用者について、本来、払われるべき使用料の不払い状態が発覚した際の処理として、過去の不払い分の徴収についても検討されたい。

また、当該所属においても、上記再発防止策の内容を十分に理解し、適正な公有財産の管理を実施されたい。

【指摘事項】 行政財産の特別使用に係る使用料を誤って徴収していたもの（合規性）

該当機関 東海南高等学校

行政財産の特別使用に係る使用料については、「行政財産の特別使用に係る使用料条例」により、行政財産の種類に応じて徴収することとされている。また、同条例によれば、県有地を架空する電線が特別高圧線の場合に限り、当該使用者から使用料を徴収するものとされている。

しかしながら、東海南高等学校では、県有地を架空する電線が特別高圧線ではないにもかかわらず、誤って使用料を徴収していた。

これは、架空している電線が行政財産の特別使用に係る使用料条例の別表に定める「電柱、標柱その他これらに類するものを設ける場合」に該当する

と誤認して事務処理を行ったことはもとより、決裁過程でのチェックが有効に機能していなかったことによるものである。

<参考>

○ 行政財産の特別使用に係る使用料条例
(使用料の徴収)

第2条 行政財産の特別使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)からは、使用料を徴収する。

2 前項の使用料の金額は、別表第1に定める金額(土地の使用のうち使用期間が1月未満のもの若しくは駐車場その他の施設の利用に伴うもの又は建物の使用については、その金額に1.1を乗じて得た金額)の範囲内において知事が使用者の受益の程度等を考慮して定める金額又は別表第2に定める金額とする。

3 略

別表第1(第2条、第3条関係)(抜粋)

行政財産の種類	使用の区分		単位	金額
土地	電柱等の敷地として使用する場合	電柱、標柱その他これらに類するものを設ける場合	脚又は支線1本1月につき	156円以内
		鉄塔、変圧塔その他これらに類するものを設ける場合	1平方メートル1月につき	2,500円以内
	電線(特別高圧線に限る。)を架空する場合		1平方メートル1月につき	1,250円以内

【指摘事項】 不用品の売却に当たり、必要な手続を行っていなかったもの(合規性)

該当機関 一宮建設事務所

不用品を売却するときは、「売却(伺)」により意思決定を行い契約事務を進めることとされている。

しかしながら、一宮建設事務所では、古紙の売却に当たり、売却伺を作成しないまま契約手続を行っていた。

これは、担当者が契約事務を進めるに当たり、財務規則等を確認することなく、売却伺の作成が不要であると誤認していたことはもとより、決裁過程でのチェックが有効に機能していなかったことによるものである。

<参考>

○ 愛知県財務規則の運用について(通知)
第106条関係(生産等による取得)

1 略

2 不用品(取得時から供用目的は全くなく、売却目的しかないようなもの(解体撤去工事に伴う鉄くず等の発生材、消耗品を消費又は使用したことに伴い二次的に発生する古新聞、古タイヤ、廃油、古戸棚、古衝立等))を取得した場合は、次のとおり取り扱うこと。

- (1)及び(2) 略
 (3) 不用品を売却するときは、「売却 (伺)」により意思決定を行い契約事務を進めること。
 なお、この場合の不用決定は、当該不用品が取得時から売払いを目的とするものであるためその必要はない。
 (4)以下 略

**【指摘事項】 物品（パーソナルコンピューター等）の所在が不明となったもの
 （合規性）**

該当機関 岩津高等学校、岡崎工科高等学校、一宮西高等学校、御津あおば高等学校

愛知県財務規則では、物品は、常に良好な状態で管理し、その目的に応じて最も効率的に使用しなければならないとされている。

各県立学校では、生徒一人一人に学習用パソコン（以下「タブレット」という。）を配備しており、学校管理下においては、同規則に基づき、適切に管理することが求められているにもかかわらず、学校で保管中のタブレット又は付属品の紛失が複数の所属で見受けられた。

これらは、タブレットの移動又は使用前後の台数確認等が不十分であったり、廃棄予定の空き箱と未開封の箱を区別せず保管するなど、総じて物品管理の重要性の認識が欠如していたことによるものである。

○ 物品の所在が不明となった事例

該当機関	内容
岩津高等学校	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年4月、進級によるクラス替えに伴い、タブレット及び付属品の移動作業をした。 同月、タブレットの台数調査を実施した際、付属品であるACアダプタ3個が不足していることが判明した。
岡崎工科高等学校	<ul style="list-style-type: none"> 配布済みタブレットの空き箱と未開封の箱を同じ部屋で保管していた。 令和4年7月、配布済みタブレットの空き箱を廃棄した。 令和5年3月、返却された卒業生のタブレットの所在確認をしていたところ、配布済みタブレットの空き箱と同じ部屋で保管していた未開封の箱に入ったタブレット1台が不足していることが判明した。
一宮西高等学校	<ul style="list-style-type: none"> タブレットを授業で使用する際には教員が充電保管庫の鍵の開錠、施錠をしていたが、施錠時の台数確認は十分に行っていなかった。 令和5年3月、充電保管庫から共用タブレット40台を回収しようとしたところ、タブレット1台が不足していることが判明した。
御津あおば高等学校	<ul style="list-style-type: none"> 通常、タブレットの付属品であるACアダプタは充電保管庫の電源に接続されたままとなっているが、教員が授業や行事で使用する際に持ち出すことがあった。 令和5年11月、タブレットの台数調査を実施した際、付属品であるACアダプタ4個が不足していることが判明した。

○ 所在が不明となった物品

該当機関	品名	内訳	所在の有無	取得年月日	取得金額
岩津 高等学校	パーソナルコン ピュータ(3台)	本体	有	令和3年 3月30日	94,930円 (1台当たり)
		ACアダプタ	無		
岡崎工科 高等学校	パーソナルコン ピュータ(1台)	本体	無	令和4年 3月29日	87,890円
		ACアダプタ	有		
一宮西 高等学校	パーソナルコン ピュータ(1台)	本体	無	令和2年 12月28日	84,038円
		ACアダプタ	有		
御津あおば 高等学校	パーソナルコン ピュータ(4台)	本体	有	令和3年 3月30日	94,930円 (1台当たり)
		ACアダプタ	無		

<参考>

<p>○ 愛知県財務規則 (物品の管理) 第101条 物品は、常に良好な状態で管理し、その目的に応じて最も効率的に使用しなければならない。 2 略</p>

オ 委託

【指摘事項】 プロポーザル方式の随意契約において、本来選定すべき事業者とは別の事業者を誤って選定し、契約を締結したもの（合規性）

該当機関 警察本部施設課

本件の簡易公募型プロポーザルにおいては、参加表明した事業者から提出された技術提案書の審査後、事業者に企画提案書を提出させ、技術提案書と同様に審査した上で、技術提案書と企画提案書それぞれの評価点を合算し、最上位となった事業者と契約を締結することとしていた。また、審査の際には、公平性を確保するため事業者名を隠し、技術提案書及び企画提案書それぞれにランダムに記号を付して審査を行うこととしていた。

しかしながら、警察本部施設課において、ランダムに付した記号と事業者の組合せを取り違え、技術提案書と企画提案書それぞれの評価点を異なる事業者同士で合算してしまった結果、本来、合算した評価点が最上位となるはずの事業者とは別の事業者を誤って選定し、契約を締結した。その後、事業者の組合せを取り違えて評価点を合算していたことが判明し、当該契約を解除した結果、損害賠償金1,512,271円が生じた。

これは、技術提案書には担当者Aが、企画提案書には担当者Bが、それぞれランダムに記号を付した上で審査を行ったが、使用した記号の種類（ひら

がなの「あ～え」) が同じであったことから、評価点の合算を担当したAが、Bが担当した企画提案書も技術提案書と同じ組合せで事業者に記号が割り振られていると思ひ込み、事業者名と記号の組合せを確認することなく評価点を合算してしまったことはもとより、決裁時においても上司がその確認を怠るなど、決裁過程でのチェックが有効に機能していなかったことによるものである。

○ 記号の割り振りと評価点合算のイメージ

〈記号の割り振り〉

事業者名	技術提案書に付した記号	企画提案書に付した記号
A社	あ	え
B社	い	う
C社	う	い
D社	え	あ



〈評価点の合算〉

正しい合算	誤った合算
あ+え	あ+あ
い+う	い+い
う+い	う+う
え+あ	え+え

<参考>

<p>○ 愛知県建築設計業務等委託契約約款 (発注者の任意解除権) 第 37 条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条から第 41 条までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。</p>

〈監査意見〉 プロポーザル方式の随意契約において、適正な事務処理を求めるもの

該当機関 全庁

随意契約におけるプロポーザル方式は、県にとって最も有利な提案をした者を契約の相手方として選定する方式であり、その審査基準の設定に当たっては、審査項目ごとに点数化するなど、公平性、透明性に留意する必要がある。また、その審査結果である評価点の集計結果の確認に当たっては、集計結果によって契約の相手方が選定されることから、特に慎重を期して事務処理をする必要がある。

しかしながら、警察本部施設課において、評価点の合算を誤り、最上位となるはずの事業者とは別の事業者を選定して契約を締結した結果、当該契約を解除するに当たり、損害賠償金 1,512,271 円が発生することとなった。評価点の合算を誤った背景には、担当者が事業者名と記号の組合せを確認する

ことなく評価点を合算してしまったことはもとより、決裁時においても上司がその確認を怠るなど、決裁過程でのチェックが有効に機能していなかったことが挙げられる。

事案発生後の定期監査において、評価点の集計結果を確認する担当者を指定し、役割を明確化する再発防止対策が講じられていることが確認されたため、同課においては、再び評価点の合算を誤るリスクは低くなったと考えられる。しかし、最上位となるはずの事業者とは別の事業者を選定して契約を締結し、当該契約の解除のために、損害賠償金を支払ったことは、県民の信頼を大きく揺るがすものであり、今後、他の所属において、このような事案の発生はあってはならないものである。

このため、各所属においては、プロポーザル方式の随意契約の事務処理を行う際は、評価点の集計結果を確認する担当者を指定し、役割分担を明確にするなど、組織的な管理を徹底されたい。

カ 工事

【指摘事項】農地環境整備事業において、設計金額に誤りがあったもの（合規性）

該当機関 新城設楽農林水産事務所

工事費の積算において、積算に必要な設計材料等の単価は、愛知県農林水産部門設計単価、物価資料単価等を優先的に使用し、それにより難しい場合は、メーカー等から実勢取引価格を記載した見積りを徴取し、個別見積単価を決定して使用するものとされている。

新城設楽農林水産事務所では、令和4年度の農地環境整備事業の工事費の積算書を積算システムで作成する際、令和3年度に作成された同類工事の積算書を引用して作成した。この際、担当者は、令和3年度の個別見積単価を令和4年度の単価に修正する必要があるが、これを失念し、さらに決裁時においても、個別見積により決定した単価の根拠を示す令和4年度の見積単価表が添付されていなかったことから誤りを発見できなかった。その後、工事内容に変更が生じ、変更設計を行う際にも単価を変更しなかったため、変更設計金額が598,400円過小となっていた。

その結果、変更設計金額に当初の請負率（当初契約金額／当初設計金額）を乗じて算定する変更契約金額についても、590,700 円過小になっていたと考えられる。

これらは、担当者が工事費の積算書作成に当たり単価の変更を失念したこととはもとより、決裁過程でのチェックが有効に機能していなかったことによるものである。

○ 過小積算の内容

費目等	正	誤
工事原価①	49,689,000 円	49,262,000 円
直接工事費	32,096,000 円	31,790,000 円
用水暗渠工始め	6,641,503 円	6,335,606 円
11 件の設計材料		
単価等の誤り		
間接工事費	17,593,000 円	17,472,000 円
共通仮設費	5,547,000 円	5,516,000 円
現場管理費	12,046,000 円	11,956,000 円
一般管理費等②	9,194,000 円	9,077,000 円
工事価格 (①+②)	58,883,000 円	58,339,000 円
消費税相当額	5,888,300 円	5,833,900 円
合計	64,771,300 円	64,172,900 円

設計金額の差 598,400 円

○ 契約金額の算定

区分	金額 (税込)	備考
請負率		当初契約金額／当初設計金額 55,000,000 円/55,634,000 円≒98.86%
本来の契約金額	64,032,100 円	(税抜) 工事価格×請負率=58,211,000 円 (千円未満切捨て)
実際の契約金額	63,441,400 円	(税抜) 工事価格×請負率=57,674,000 円 (千円未満切捨て)
契約金額の差	590,700 円	

< 参考 >

○ 農地林務水産関係設計材料単価決定要領

(使用優先順位)

第 3 条 設計材料単価の使用優先順位は、原則下記による。

- 1 位 設計単価
- 2 位 物価資料単価
- 3 位 特別調査単価
- 4 位 検討資料単価
- 5 位 個別見積単価
(個別見積単価)

第8条 個別見積単価は、メーカー・商社・問屋並びに特約店等から見積りを徴収したものにより決定するものとする。見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、規格、数量及び納入時期・場所等の設計条件となる仕様を指示し、見積り依頼を行う。見積りは原則として5社以上から実勢取引価格を徴収するものとし、見積単価の決定方法は、次のとおりとする。

(1) 土木工事における一般資材見積単価の決定方法
異常値を排除した平均値とし（異常値とは見積りの平均価格に対し30%以上の差異があるものをいう。以下同様。）、採用単価の有効桁は第6条と同様とする。

(2)以下 略

キ 補助金

【指摘事項】市町村土木事業費補助金において、補助事業の変更に係る手続きが行われていなかったもの（合规性）

該当機関 海部建設事務所

市町村土木事業費補助金において、補助金交付決定額（以下「決定額」という。）に変更は生じないが、本工事費、測量試験費、用地費及び補償費相互間の流用で流用先の経費の30パーセントを越える変更をしようとする補助事業者は、あらかじめ市町村土木補助事業内容変更承認申請書（以下「変更承認申請書」という。）を提出し、変更承認申請書を受理した建設事務所長等は、内容を審査し、適当と認めたときは、市町村土木補助事業内容変更承認通知書により当該補助事業者に通知するものとされている。

海部建設事務所は、交通安全施設工事に係る補助金交付決定後、補助事業者からの決定額に変更は生じないが、用地費及び補償費を流用元とし、流用先である本工事費を皆増とする変更をしたい旨の相談に対し、本来であれば変更承認申請書の提出を求めるべきであったが、変更承認申請の必要がない軽微な変更と誤認し、口頭により変更を承認する旨を伝えた。その後、上記のとおり変更された内容の補助事業実績報告書が提出され、同事務所は、変更に係る手続きを経ていないにもかかわらず、補助金を交付した。

これは、担当者及び上司が、変更に係る規定を確認することなく、「流用先の経費の30パーセントを越える」ではなく補助対象事業費全体の30パーセントを越える変更の場合に変更承認申請が必要であるとの誤った認識に基づいて事務を進めてしまったことはもとより、決裁過程でのチェックが有効に機能していなかったことによるものである。

○ 補助対象事業費（精算額）の内訳

費目等	補助対象事業費 (申請時)	事業費精算額 (実績報告時)	増減率
工事費	15,400,000 円	15,455,256 円	+0.4%
本工事費		2,145,000 円	皆増
測量試験費	3,000,000 円	2,971,000 円	△1.0%
用地費	7,400,000 円	6,085,914 円	△17.8%
補償費	5,000,000 円	4,253,342 円	△14.9%

○ 補助金交付決定額

補助対象事業費×補助率 1/2=15,400,000 円×1/2=7,700,000 円

<参考>

<p>○ 愛知県補助金等交付規則 (補助金等の交付の条件)</p> <p>第5条 知事は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。</p> <p>一及び二 略</p> <p>三 補助事業等の内容の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けるべきこと。</p> <p>四以下 略</p>
<p>○ 市町村土木事業費補助金交付要綱 (計画変更の承認)</p> <p>第8条 補助事業者は、補助事業について、次の各号に掲げる内容を変更しようとする場合には、あらかじめ市町村土木補助事業内容変更承認申請書（様式第6）に関係書類を添えて提出し、知事の承認を受けなければならない。</p> <p>ただし、補助金交付決定額に変更を生ずる場合には、市町村土木事業費補助金変更交付申請書（様式第2）によるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本工事、測量試験費、用地費及び補償費相互間の流用で流用先の経費の30パーセントを越える変更</p>
<p>○ 市町村土木事業費補助金取扱要領</p> <p>第7条 補助事業の変更</p> <p>1～4 略</p> <p>5 建設事務所長等は、市町村土木補助事業内容変更承認申請書を受理して内容を審査し適当と認めるときは、市町村土木補助事業内容変更承認通知書（様式第7）により当該補助事業者に通知するものとする。</p>

第3 テーマを設定した行政監査

1 概要

(1) 監査のテーマ

試験研究機関の研究の実施及びその成果の活用について

(2) 監査の目的

近年、第4次産業革命の進展により、新たな製品やサービスが生み出され、産業構造や人々のライフスタイルが大きく変容する中、イノベーション創出の重要性が増している。加えて、持続可能な社会の実現や、新型コロナウイルス感染症の発生などの不確実性への対応が求められるようになっている。

また、労働力人口が減少していく社会において、農林水産業における生産性の維持・向上や、安全で良質な生産物の安定的な供給のためには、担い手の確保とともに、新たな技術の活用が不可欠である。

そのような中、本県の試験研究機関には、これらの課題を踏まえた研究の成果が活用されることにより、本県の産業の発展及び農林水産業の安定的生産を技術的に促進する役割が期待される。

そこで、本県の試験研究機関を対象として、ニーズを的確に捉えた効果的な研究テーマが設定されているか、計画に基づき確実に研究が実施されているか、研究成果が適切に活用されているか、といった点について監査することで、県民生活の質の維持・向上につながる研究の推進に資するものとする。

(3) 監査の対象

監査の対象は、愛知県行政組織規則（昭和39年愛知県規則第21号）において「試験研究」を所掌事務とされている次の機関とした。

ア あいち産業科学技術総合センター

イ 農業総合試験場

ウ 水産試験場

エ 森林・林業技術センター

なお、家畜保健衛生所については、愛知県行政組織規則において「特定家畜伝染病の調査及び試験研究に関すること。」が所掌事務とされているが、現在は緊

急に取り組む研究テーマがなく試験研究を休止しているため、監査の対象から除外している。

(4) 監査の着眼点

監査に当たっては、第1の2(1)の財務監査及び2(2)の行政監査と同様に、合规性はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点も含めて実施した。

(5) 監査におけるリスクの設定

研究の実施及びその成果の活用をする上で想定されるリスクを、次のとおり設定した。

リスク	監査の主な観点	監査結果 該当項目
ア 研究テーマの選定が適切になされないリスク	(ア) 研究テーマの選定に係る手続及び組織体制が整備されているか。	3(1)ア
	(イ) 研究テーマの選定に係るニーズは適切に収集されているか。	3(1)イ
	(ウ) 収集されたニーズが研究テーマに適切に反映されているか。	3(1)ウ
イ 研究計画の策定及びその進捗管理が適切になされないリスク	(ア) 決定した研究テーマに係る研究計画が適切に策定されているか。	3(2)ア
	(イ) 研究計画は、研究に必要な人材、資金、設備を見込んだものとなっているか。	3(2)イ
	(ウ) 研究の進捗管理は適切に行われているか。	3(2)ウ
	(エ) 研究計画の見直しや中止の判断が適切に行われる体制となっているか。また見直しや中止が必要な場合は適切に手続が行われているか。	3(2)エ
ウ 研究成果の活用が適切になされないリスク	(ア) 研究成果の検証が適切に行われる体制が整備されているか。	3(3)ア
	(イ) 研究成果の移転、提供、知的財産権の取得が適切に行われているか。	3(3)イ
	(ウ) 研究成果を基に取得した知的財産の保護・活用等が適切に行われているか。	3(3)ウ
	(エ) 研究成果の公表が適切に行われているか。	3(3)エ

(6) 監査の実施内容

(5)により設定したリスクの視点から、事前に提出を求めた書面調査の結果を踏まえ、令和6年1月15日から同月29日までの間、(3)の対象機関の職員から説明を聴取する等の方法により調査を実施した。

2 各試験研究機関及びその研究実施の概要

(1) あいち産業科学技術総合センター

あいち産業科学技術総合センターは、次世代のものづくりに必要な産業技術と科学技術の発展を総合的に支援し、本県産業の振興を図るため、ニーズ発掘から、研究開発、技術の普及まで、地域の社会経済の発展に重要な役割を担っている。具体的には、競争的研究資金や受託研究等の外部資金の積極的な活用を図るとともに、大学、企業、官民研究機関等との共同研究等を積極的に推進するほか、付加価値の高い知的財産の創造に努め、知的財産の適切な権利化を図り、企業等への移転を推進することとしている。

これらの実現に向けて、令和3年3月に重点施策とその方向性を示した「あいち産業科学技術総合センターアクションプラン 2021-2025」を策定し、令和3年度から5年度までに、167課題の研究を実施した。

(2) 農業総合試験場、水産試験場、森林・林業技術センター

少子高齢化の進行に伴う農林水産業の労働力不足が見込まれる中で、これまで以上に担い手への生産の集約、生産性の向上のためスマート農林水産技術等の開発に取り組む必要がある。また、地球温暖化の進行など、気候変動の影響は農業生産にも大きな影響を与え始めており、これらの条件に対応した技術や品種の開発が喫緊の課題となっている。

これらの農林水産業を取り巻く情勢に対応するため、令和2年12月に本県が策定した「食と緑の基本計画 2025」では、生産性の高い農林水産業の基盤を作る取組の充実のため、「新技術・新品種の開発と普及」を施策に掲げ、幅広い産業分野が有する先端技術や最新の育種技術などを活用し、生産者や消費者などの多様なニーズに応える新技術や新品種を開発する方針を打ち出した。

さらに、農林水産試験研究を適切に推進するため、同月策定された「愛知県農林水産業の試験研究基本計画 2025」では、以下のとおり、各試験研究機関の重点研究目標を掲げ、研究を実施している。

ア 農業総合試験場

農業総合試験場は、本県農業の振興のため、新たな技術や品種を開発するとともに普及を進め、全国有数の産出額を有する本県農業を技術面から支援する役割を担っており、「高収益、省力生産を可能にするスマート農業の実現」、「気候変動等の環境変化に対応した持続可能な農業の推進」、「愛知の強みを生かした競争力の高い農業の創造」、「愛知のブランド力を高める多彩な品種の創出による需要の拡大」を重点研究目標とし、令和3年度から5年度までに233課題の研究を実施した。

イ 水産試験場

水産試験場は、本県水産業の振興のため、伊勢・三河湾の漁場環境を保全し、本県の主要魚種の増殖及び生産性の向上を進めるとともに、水産資源の持続的な有効利用を図る役割を担っており、「豊かな水産資源を育む漁場環境の創造」、「地域の特性を生かした増養殖の推進」、「気候変動等の環境変化に対応した水産資源の持続的利用」を重点研究目標とし、令和3年度から5年度までに57課題の研究を実施した。

ウ 森林・林業技術センター

森林・林業技術センターは、本県の森林・林業・木材産業の振興のため、現場で求められている技術開発を早期に行い、循環型林業の推進や森林の多面的機能の発揮を図る役割を担っており、「循環型林業の推進のためのスマート林業及び木材利用の推進」、「森林の整備による多面的機能の発揮」を重点研究目標とし、令和3年度から5年度までに17課題の研究を実施した。

3 監査結果

監査の結果は次のとおりであり、「是正又は改善を要すると認められる事項」はなかった。

(1) 研究テーマの選定について

ア 研究テーマの選定に係る手続及び組織体制の整備について

《監査の主な観点》

研究テーマの選定に係る手続及び組織体制が整備されているかを監査した。

《監査の結果》

(ア) あいち産業科学技術総合センター

研究テーマの選定に係る要綱等が制定され、新たに研究を開始するに当たっては、研究課題評価委員会において、課題の評価を実施する体制となっていた。

なお、研究課題評価委員会は、所長、副所長、共同研究支援部長及び産業技術センター長をもって構成されていた。

(イ) 農業総合試験場

研究テーマの選定に係る要綱等が制定され、企画会議及び農業専門分科会において、農業関係団体等からの要望を基に、試験研究課題の検討を行う体制となっていた。

なお、企画会議及び農業専門分科会は、場長、副場長、管理部長、部所長、課長及び本庁関係各課職員をもって構成されていた。

(ウ) 水産試験場

研究テーマの選定に係る要綱等が制定され、企画会議及び水産専門分科会において、水産業関係団体等からの要望を基に、試験研究課題の検討を行う体制となっていた。

なお、企画会議及び水産専門分科会は、場長、副場長、管理課長、部長、所長、班長及び本庁関係各課職員をもって構成されていた。

(エ) 森林・林業技術センター

研究テーマの選定に係る要綱等が制定され、林業専門分科会において、林業関係団体等からの要望を基に、試験研究課題の検討を行う体制となっていた。

なお、林業専門分科会は、所長、次長、部長、主任研究員等、本庁関係各課職員及び学識経験者をもって構成されていた。

イ 研究テーマの選定に係るニーズの収集について

《監査の主な観点》

研究テーマの選定に係るニーズが適切に収集されているかを監査した。

《監査の結果》

(ア) あいち産業科学技術総合センター

各研究員が、日常の依頼試験業務、技術相談及び指導業務並びに産・学・行政による技術支援会議を通じ、中小企業等のニーズを適切に収集していた。

(イ) 農業総合試験場

農業総合試験場内に設置された普及戦略部が、県内8か所の農林水産事務所を通じ、各地域のニーズを適切に収集していた。

(ウ) 水産試験場

各研究員が、日常的に漁業、養殖業者等と接触しながら研究を進め、意見交換を通じ、ニーズを適切に収集していた。

(エ) 森林・林業技術センター

各研究員が、日常的に県農林水産事務所の林業普及指導員や関係団体等と接触しながら研究を進め、意見交換を通じ、ニーズを適切に収集していた。

ウ 収集されたニーズの研究テーマへの反映について

《監査の主な観点》

収集されたニーズが研究テーマに適切に反映されているかを監査した。

《監査の結果》

(ア) あいち産業科学技術総合センター

収集されたニーズは、各研究員が研究テーマを発案する際に活用されていた。

なお、研究テーマの選定に係る要綱等において、研究の背景、必要性及び社会的ニーズを踏まえたものであることが研究テーマの審査基準とされており、審査基準に照らし、研究テーマが適切に検討されていた。

(イ) 農業総合試験場

研究テーマの選定に係る要綱等において、農業関係団体等から提案された試験研究に対するニーズを踏まえたものであることが研究テーマの審査基準とされており、審査基準に照らし、研究テーマが適切に検討されていた。

なお、令和3年度から5年度までに農業関係団体等から収集された340件のニーズのうち、研究テーマに反映されたのは206件であった。研究テーマに反映されなかったニーズは、他の自治体の機関が実施した研究など、主に既存の成果を活用することで解決できる課題であった。

(ウ) 水産試験場

研究テーマの選定に係る要綱等において、水産業関係団体等から提案された試験研究に対するニーズを踏まえたものであることが研究テーマの審査基準とされており、審査基準に照らし、研究テーマが適切に検討されていた。

なお、令和3年度から5年度までに水産業関係団体等から収集された99件のニーズのうち、研究テーマに反映されたのは98件であった。

(エ) 森林・林業技術センター

研究テーマの選定に係る要綱等において、地域に密着した課題であること及び本県林政の推進に役立つ課題であることが研究テーマの審査基準とされており、審査基準に照らし、研究テーマが適切に検討されていた。

なお、令和3年度から5年度までに林業関係団体等から収集された43件のニーズのうち、研究テーマに反映されたのは20件であった。研究テーマに反映されなかったニーズは、他の自治体の機関が実施した研究など、主に既存の成果を活用することで解決できる課題であった。

(2) 研究計画の策定及びその進捗管理について

ア 研究計画の策定について

《監査の主な観点》

決定した研究テーマに係る研究計画が適切に策定されているかを監査した。

《監査の結果》

全ての機関において、研究計画の策定に係る要綱等で、実施する研究に係る研究期間、年間スケジュール、研究目標、予算等についての計画を策定することとされており、全ての研究について計画が適切に策定されていた。

イ 研究に必要な人材、資金、設備の見込みについて

《監査の主な観点》

研究計画が、研究に必要な人材、資金、設備を見込んだものとなっているかを監査した。

《監査の結果》

全ての機関において、担当する研究員を中心に、研究に必要な人員、予算規模、設備を見込んだ研究計画が策定されており、その内容について会議等で検討が行われていた。

ウ 研究の進捗管理について

《監査の主な観点》

研究の進捗管理が適切に行われているかを監査した。

《監査の結果》

(ア) あいち産業科学技術総合センター

研究の進捗管理に係る要綱等において、それぞれの部所長が研究の進捗を管理することとされており、中間検討会等を開催することにより、研究の進捗状況が適切に管理されていた。

(イ) 農業総合試験場

研究の進捗管理に係る要綱等において、それぞれの部所長が研究の進捗を管理することとされており、中間検討会等を開催することにより、試験研究基本計画に掲げる達成目標ごとの進捗状況が適切に管理されていた。

(ウ) 水産試験場

研究の進捗管理に係る要綱等において、専門部門ごとに研究の進捗を管理することとされており、中間検討会等を開催することにより、研究の進捗状況が適切に管理されていた。

(エ) 森林・林業技術センター

研究の進捗管理に係る要綱等において、外部委員に対して中間発表を行うこととされており、進捗会議を毎月開催することにより、研究の進捗状況が適切に管理されていた。

エ 研究計画の見直しや中止について

《監査の主な観点》

研究計画の見直しや中止の判断が適切に行われる体制となっているか、また見直しや中止が必要な場合は手続が適切に行われているかを監査した。

《監査の結果》

全ての機関において、中間検討会等で研究の評価を行っていた。その結果、より効率的な手法を採用する場合や当初の研究期間での実施が困難となった場合などに、研究計画の見直しを検討することとしていた。また、ニーズの変化により研究の必要性が低下した場合や、当初の目標達成が困難となった場合など、やむを得ない事情があれば、研究の中止を検討することとしていた。

各機関の体制及び手続の状況は、以下のとおりであった。

(ア) あいち産業科学技術総合センター

a 見直しや中止の判断が行われる体制について

研究の進捗管理に係る要綱等において、中間検討会等での意見を参考に、研究計画の見直しや中止に係る届出書を所長に提出し、審査の上、経済産業局長に報告することとされており、見直しや中止の判断が適切に行われる体制となっていた。

b 見直しや中止が必要な場合の手続について

令和3年度から5年度までに実施した研究においては、計画の見直しや中止を要する研究はなかった。

(イ) 農業総合試験場

a 見直しや中止の判断が行われる体制について

研究の進捗管理に係る要綱等において、中間検討会等での評価、意見を参考に、研究員、研究責任者において研究計画の見直しや中止について検討し、研究の進行管理をしている部所長が承認することとされており、見直しや中止の判断が適切に行われる体制となっていた。

b 見直しや中止が必要な場合の手續について

令和3年度から5年度までに実施した研究のうち3課題について、計画の見直しが行われていた。いずれも研究に必要なデータの解析に時間を要することとなったため、計画期間を延長したものであり、部所長により適切に承認されていた。

(ウ) 水産試験場

a 見直しや中止の判断が行われる体制について

研究の進捗管理に係る要綱等において、中間検討会等での評価、意見を参考に、研究計画の見直しや中止について企画会議で協議することとされており、見直しや中止の判断が適切に行われる体制となっていた。

b 見直しや中止が必要な場合の手續について

令和3年度から5年度までに実施した研究においては、計画の見直しや中止を要する研究はなかった。

(エ) 森林・林業技術センター

a 見直しや中止の判断が行われる体制について

研究の進捗管理に係る要綱等において、中間検討会等での評価、意見を参考に、研究計画の見直しや中止について進捗会議で協議することとされており、見直しや中止の判断が適切に行われる体制となっていた。

b 見直しや中止が必要な場合の手續について

令和3年度から5年度までに実施した研究のうち1課題について、計画の見直しが行われていた。これは、林業作業の省力化を目的とする研究において、費用面及び技術面での検討の結果、改良方法を変更したものであり、進捗会議で適切に協議されていた。

(3) 研究成果の活用について

ア 研究成果の検証について

《監査の主な観点》

研究成果の検証が適切に行われる体制が整備されているかを監査した。

《監査の結果》

(ア) あいち産業科学技術総合センター

a 研究評価の実施について

研究評価に係る要綱等に基づき、評価の実施時期、評価項目、評価の方法等について、評価委員による内部評価が実施されていた。評価委員は、所長、副所長、共同研究支援部長及び産業技術センター長をもって構成されていた。なお、同要綱等において、外部専門家による評価に関する規定はなく、外部評価は実施されていなかった。その理由は、研究分野が多岐にわたり、適切な外部専門家を招へいすることが難しいためであった。

b 評価結果の公開について

研究評価の結果は、公開されていなかった。

(イ) 農業総合試験場

a 研究評価の実施について

研究評価に係る要綱等に基づき、成果の概要、成果の公表、研究計画の達成度、成果の利活用、残された課題、今後の取組等について、評価委員による内部評価が実施されていた。評価委員は、場長、副場長、管理部長、部所長及び課長をもって構成されていた。

また、多様な視点からの意見を求め、その結果を試験研究に反映させるとともに、研究能力の向上に役立てることを目的として、外部評価が実施されていた。外部委員は、十分な評価能力を有し、公正な立場で評価できる者として、大学教授、民間企業等から4名が、場長により選任されていた。外部評価の対象は、過去5年間に実施した研究の中から外部委員が抽出して決定することとされており、令和3年度から5年度までにおいて評価が実施されたのは、各年4課題であった。

b 評価結果の公開について

外部評価の結果は、Web ページにて公開されており、その内容は、個別の研究課題の設定、取組状況、今後の計画等についての評価内容であった。

しかし、外部評価の対象となる研究以外の研究に係る評価結果については、公開されていなかった。

(ウ) 水産試験場

a 研究評価の実施について

研究評価に係る要綱等に基づき、研究目標の達成状況、成果、貢献度及び普及性について、全ての研究に対して評価委員による評価が実施されていた。

評価委員は、場長、副場長、漁業生産研究所長及び内水面漁業研究所長並びに外部委員2名の6名をもって構成されていた。外部委員は、十分な評価能力を有し、公正な立場で評価できる者として、漁業団体の役員及び大学教授が、場長により選任されていた。

b 評価結果の公開について

評価結果は、Web ページにて公開されていた。公開内容は、研究の目標、研究の成果、貢献度、普及性等の項目についての評価内容と、その評価結果の反映方針であった。

(エ) 森林・林業技術センター

a 研究評価の実施について

研究目標の達成状況、成果、今後の課題等について、技術開発部長による内部評価が実施されていた。

また、研究の向上につなげるため、研究評価に係る要綱等に基づき、全ての研究に対して外部評価を実施していた。外部委員は、十分な評価能力を有し、公正な立場で評価できる者として、大学教授、森林組合、製材組合及び林業経営者の4名が、場長により選任されていた。

b 評価結果の公開について

評価結果は、Web ページにて公開されていた。

しかし、その公開内容については、研究課題名と簡潔な評価の結論のみであり、研究目標、実施内容、得られた成果等の具体的な内容は分からないものであった。

イ 研究成果の移転、提供、知的財産権の取得について

《監査の主な観点》

研究成果の移転、提供、知的財産権の取得が適切に行われているかを監査した。

《監査の結果》

(ア) あいち産業科学技術総合センター

令和3年度から5年度までに終了した92課題の研究のうち87課題について、県内企業への成果の普及、学術刊行物への投稿等により、研究成果の移転、提供がされていた。

残りの5課題については、研究終了が令和4年度であり、研究終了から間もないため、研究成果の活用については検討中とのことであった。

知的財産権の取得については、特許権の取得が1件あり、監査実施時点で出願中の特許権は5件であった。

(イ) 農業総合試験場

令和3年度から5年度までに終了した75課題の研究のうち74課題について、技術の現場での普及、学術刊行物への投稿等により、研究成果の移転、提供がされていた。

残りの1課題については、研究終了が令和4年度であり、研究終了から間もないため、研究成果の活用については検討中とのことであった。

知的財産権の取得については、品種登録が1件あった。

(ウ) 水産試験場

令和3年度から5年度までに終了した7課題の研究は、全て技術の現場での普及、学術刊行物への投稿等がされており、研究成果の移転、提供がされていないものはなかった。

知的財産権の取得については、特許権の取得が1件あった。また、監査実施時点で出願中の特許権は9件であった。

(エ) 森林・林業技術センター

令和3年度から5年度までに終了した7課題の研究は、全て技術の現場での普及、学術刊行物への投稿等がされており、研究成果の移転、提供がされていないものはなかった。

知的財産権の取得については、権利化すべきものがなかったため、該当がなかった。

ウ 知的財産の保護・活用等について

《監査の主な観点》

研究成果を基に取得した知的財産の保護・活用等が適切に行われているかを監査した。

《監査の結果》

(ア) あいち産業科学技術総合センター

権利化できる知的財産については、速やかに申請手続が行われ、Web ページ、事業報告書等により県が保有する知的財産であることが明示されていた。

また、実施許諾可能な成果については、実施許諾を公募し、実施先の利用に応じて収入を得ていた。

(イ) 農業総合試験場

農林水産省が実施する「登録品種の標本・DNA 保存等事業」を活用し、品種登録をした種苗が権利侵害された場合は、必要に応じて保存した標本及びDNA を立証等の資料として利用できることとされていた。

取得した知的財産権は、記者発表や、成果を簡潔に取りまとめた研究短報等の作成により、広く紹介されていた。

また、実施許諾可能な成果については、実施許諾を公募し、実施先の利用に応じて収入を得ていた。

(ウ) 水産試験場

権利化できる知的財産については、速やかに申請手続きが行われ、記者発表や、成果を簡潔に取りまとめた研究短報等の作成により、広く紹介されていた。

また、取得済の特許は、企業と共同で取得したものであり、当該企業と協力して実用化が進められていた。

(エ) 森林・林業技術センター

監査実施時点において、取得している知的財産権はなかった。

エ 研究成果の公表について

《監査の主な観点》

研究成果の公表が適切に行われているかを監査した。

《監査の結果》

(ア) あいち産業科学技術総合センター

企業関係者に向けて研究成果の発表会が開催されていた。

また、研究成果は、学会発表や学術刊行物への投稿が行われるとともに、県民向けに分かりやすくまとめられ、Web ページで公表されていた。

(イ) 農業総合試験場

農業関係者に向けて研究成果の発表会が開催されていた。

また、研究成果は、学会発表や学術刊行物への投稿が行われるとともに、県民向けに分かりやすくまとめられ、Web ページで公表されていた。

(ウ) 水産試験場

漁業関係者に向けて研究成果の発表会が開催されていた。

また、研究成果は、学会発表や学術刊行物への投稿が行われるとともに、県民向けに分かりやすくまとめられ、Web ページで公表されていた。

(エ) 森林・林業技術センター

県民向けの公開デーにおいて、研究成果がパネル展示等により発表されていた。

また、研究成果は、学会発表や学術刊行物への投稿が行われるとともに、県民向けに分かりやすくまとめられ、Web ページで公表されていた。

4 監査意見

監査の結果は以上のとおりであるが、県民生活の質の維持・向上につながる研究の推進に資するため、次のとおり監査意見を付す。

〈監査意見〉研究成果の評価に外部専門家を積極的に活用することを求めるもの

該当機関 あいち産業科学技術総合センター、農業総合試験場

監査対象とした全ての機関で研究の成果に対する評価が行われていたが、各機関の評価方法については、外部専門家が評価に関与していない機関や、その範囲が限定的である機関があった。

研究成果の評価に係る外部専門家の活用は、情報漏えいにつながるおそれがあるため、企業や大学との共同研究等には適さない場合がある一方で、研究の目標、過程、成果、波及効果等に対する評価の客観性と専門性を補完し、評価結果をその後の研究開発活動により効果的に反映させるために有効である。

については、機密情報の取扱いに十分配慮した上で、研究成果の評価に外部専門家の積極的な活用を図られたい。

〈監査意見〉研究に対する評価結果の公開の充実を求めるもの

該当機関 あいち産業科学技術総合センター、農業総合試験場、森林・林業技術センター

監査対象とした一部の機関において、研究に対する評価結果を公開していない機関や、その範囲が限定的である機関があった。

公設試験研究機関として県費を用いて研究を行う以上、各試験研究機関には県民に対する説明責任があり、評価結果の公開により、評価の公正性と透明性を確保する必要がある。また、研究成果が広く活用されるためには、評価の結論だけでなく、研究の目標、実施内容、得られた成果等についても幅広く公開することが望ましい。

については、情報漏えいにつながらないように、公開する時期及び範囲を十分検討した上で、評価結果の公開の一層の充実を図られたい。

【関係法令等】

○愛知県行政組織規則（昭和 39 年愛知県規則第 21 号）

（あいち産業科学技術総合センター）

第四十条 産業技術及び科学技術の研究開発を行うとともに、製品の改良発達を図るため、あいち産業科学技術総合センターを豊田市に設置する。

2 あいち産業科学技術総合センターにおいては、次の事務をつかさどる。

一 略

二 原材料及び製品の試験研究及び技術支援に関すること。

三以下 略

3以下 略

（農業総合試験場）

第四十五条 農業の総合的な試験研究を行うため、愛知県農業総合試験場を長久手市に設置する。

2 愛知県農業総合試験場においては、次の事務をつかさどる。

一 農業の試験研究の総合的な企画調整に関すること。

二～五 略

六 農業の生産環境並びに農畜産物の品質及び安全性の評価の調査及び試験研究に関すること。

七 農業のバイオテクノロジーの試験研究に関すること。

八 農作物病虫害の防除並びに農作物病虫害及び農作物の鳥獣被害の試験研究に関すること。

九 普通作物の試験研究に関すること。

十 野菜、花き及び果樹の試験研究に関すること。

十一 家畜の試験研究に関すること。

十二以下 略

3以下 略

（家畜保健衛生所）

第四十六条 家畜保健衛生所においては、家畜保健衛生所法（昭和二十五年法律第十二号）第三条第一項に規定する事務のほか、獣医師に関する事務、獣医療に関する事務、家畜の受精卵移植に関する事務及び畜産に係る環境の保全に関する事務をつかさどる。

2 略

3 愛知県中央家畜保健衛生所に次の課を置く。

高度病性鑑定課

保健衛生課

4 前二項の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

保健衛生課

一以下 略

高度病性鑑定課

一～三 略

四 特定家畜伝染病の調査及び試験研究に関すること。

五以下 略

5以下 略

(水産試験場)

第四十八条 水産業の総合的な試験研究を行うため、愛知県水産試験場を蒲郡市に設置する。

2 愛知県水産試験場においては、次の事務をつかさどる。

一 水産業の試験研究の総合的な企画、調整及び情報管理並びに普及に関すること。

二 水産生物環境の試験研究及び調査に関すること。

三 水産資源の試験研究及び調査に関すること。

四 水産動植物の増養殖の試験研究、調査及び指導に関すること。

五以下 略

3以下 略

(森林・林業技術センター)

第五十条 林業振興及び森林保全の総合的な試験研究を行うため、愛知県森林・林業技術センターを新城市に設置する。

2 愛知県森林・林業技術センターにおいては、次の事務をつかさどる。

一 林業経営の試験研究及び調査に関すること。

二 林業生産の試験研究に関すること。

三 森林の有する多面的機能の試験研究に関すること。

四 林産物の試験研究に関すること。

五以下 略

3以下 略

是正又は改善を必要とする事項集計表

この表は、第2の「2 監査結果」及び第3の「3 監査結果」に記載した是正又は改善を必要とする事項の件数を集計した表である。

1 分野別

(単位：件)

区 分	指摘事項	検討事項	計
収 入	1	0	1(1)
支 出	4	0	4(6)
人 件 費 ・ 旅 費	1	0	1(0)
財 産 ・ 物 品	22	0	22(16)
委 託	1	0	1(0)
工 事	1	0	1(5)
補 助 金	1	0	1(0)
事 故	0	0	0(0)
事 務 事 業	0	0	0(2)
そ の 他	0	0	0(0)
テーマを設定した行政監査	0	0	0(0)
計	31(30)	0(0)	31(30)

(注) () 内は前年の件数を示す。

2 局等別

(単位：件)

区 分	指摘事項	検討事項	計
政 策 企 画 局	0	0	0(0)
総 務 局	0	0	0(4)
人 事 局	1	0	1(0)
防 災 安 全 局	0	0	0(0)
県 民 文 化 局	0	0	0(0)
環 境 局	0	0	0(0)
福 祉 局	2	0	2(1)
保 健 医 療 局	1	0	1(1)
経 済 産 業 局	1	0	1(0)
労 働 局	0	0	0(0)
観 光 コ ン ベ ン シ ョ ン 局	0	0	0(0)
農 業 水 産 局	2	0	2(1)
農 林 基 盤 局	0	0	0(0)
建 設 局	2	0	2(7)
都 市 ・ 交 通 局	1	0	1(1)
建 築 局	0	0	0(0)
ス ポ ー ツ 局	0	0	0(0)
会 計 局	0	0	0(1)
議 会 事 務 局	0	0	0(0)
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	0	0	0(0)
監 査 委 員 会 事 務 局	0	0	0(0)
人 事 委 員 会 事 務 局	0	0	0(0)
労 働 委 員 会 事 務 局	0	0	0(0)
教 育 委 員 会	15	0	15(11)
警 察 本 部	3	0	3(1)
企 業 庁	0	0	0(2)
病 院 事 業 庁	3	0	3(0)
計	31(30)	0(0)	31(30)
うち、テーマを設定した行政監査分	0(0)	0(0)	0(0)

(注) () 内は前年の件数を示す。

また、地方自治法第 199 条第 10 項の規定に基づき、6 件の監査意見を付した(うち、テーマを設定した行政監査分 2 件)。